

障害種別にみた障害者雇用支援施策の適用範囲

		身体障害者	知的障害者	精神障害者 (手帳所持) (3疾患)	その他 (発達) (難病) (その他)		
障害者雇用促進法	公共職業安定所						
	職業指導等、就職後の助言及び指導	○	○	○	○	○	○
	求人の開拓等、求人者の指導等、事業主に対する助言及び指導	○	○	○	○	○	○
	適応訓練	○	○	○	○	×	×
	解雇の届出	○	○	○	×	×	×
	障害者職業センター						
	障害者に対する職業評価、職業準備訓練等及び事業主に対する雇用管理の助言	○	○	○	○	○	○
	職場適応援助者による援助等	○	○	○	○	○	○
	総合センターにおける調査研究	○	○	○	○	○	○
	障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	○	○
障害者雇用促進法	雇用率制度						
	雇用義務	○	○	×	×	×	×
	実雇用率へのカウント、雇入れ計画	○	○	○	×	×	×
	障害者雇用納付金制度に基づく措置						
	調整金、報奨金、特例調整金、特例報奨金	○	○	○	×	×	×
	研究・調査・講習、啓発	○	○	○	○	○	○
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金						
	障害者作業施設(福祉施設)設置等助成金	○	○	○	○	×	×
	障害者介助等助成金	※各障害特性(例:聴覚、視覚等)に応じて適用範囲を規定				×	×
	職場適応援助者助成金第1号	○	○	○	○	○	△※
その他	職場適応援助者助成金第2号	○	○	○	○	○	×
	障害者能力開発助成金	○	○	○	○	×	×
	※その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める者						
	主な助成金制度						
	トライアル雇用奨励金	○	○	○	○	○	○
	特定求職者雇用開発助成金	○	○	○	○	×	×
	発達障害者雇用開発助成金	×	×	×	×	○	×
	難治性疾患者雇用開発助成金	×	×	×	×	×	×
	障害者職業能力開発校等(公共職業訓練)						
	施設内訓練	○	○	○	○	△※	△※
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練	○	○	○	○	△※	△※
	※受講推薦のみ、訓練手当は支給なし						